

1990年代 EC 統合の基本性格とは何か

——全欧安保会議，市場統合，経済・通貨同盟の性格を吟味する——

清水 嘉 治

目 次

1. はじめに——改めて EC 統合の基本課題を考える——
2. 1992年11月のパリ憲章の背景
3. パリ憲章の統合思想
4. 92年 EC 市場統合とは何か
 - (1) 92年 EC への道
 - (2) 1970年代の EC の対応
 - (3) 1980年代の苦悩
 - (4) 1992年市場統合の難問
 - (5) 92年 EC 統合の経済的効果
5. EC 統一通貨の問題点
 - (1) ウェルナー報告のメリット
 - (2) 1989年の「ECにおける経済・通貨同盟に関する報告書」の問題点
 - (3) 通貨同盟と英国の態度
 - (4) 1997年通貨同盟への道程
6. おわりに

1. はじめに——改めて EC 統合の基本課題を考える——

92年 EC 統合問題の研究についてはかなり紹介されている。その基本課題は市場統合をどのように進めていくか，その障害は何かという問題に焦点をおいて議論され，研究されている。だが全体像は不透明である。さらにその市場統合を通貨の面で保証する統一通貨制度をどのように実現するのかきわめてあいまいである。とくに最近通貨統合の論争をみると，英国と EC との対立が問題になった。つまり英国の EC への協力のあり方が問題になった。だがサッチャー女史の退陣後，英国も統一通貨に協力せざるをえなくなった。メジャー首相が，各国の通貨と平行してハードカレ

ンシーを発行し，EC 通貨へのアプローチをみせているからである。EC 委員会は，従来の統一通貨制度の中で，英国の参加と協力を望んでいる。現実的には，英国の金融界は，EC の統一通貨への参加を積極的に要求した。にも拘らず，統一通貨制度を実現するには，加盟国の主権の統一を必要とする。というのは，各国通貨の問題は，各国の経済的主権の政治的表現であり，各国の市民の納得を前提にして進めなければならない問題であるからだ。一体市場統合とは何か，通貨同盟とは何か，改めて検討したい。もし統一通貨制度が，物価を安定させ，国際収支を均衡させ，EC 経済の安定化を保証することになれば，それは，世界経済にとっても，歓迎すべき経済システムである。この問題は，EC 委員会がいうように，安定した欧州中央銀行を作らない限り，前進はないであろうといわれている。

いま，92年 EC 統合が市場統合であるとするれば，EC は94年に統一通貨への第一歩を示し，97年に，統一通貨制度を実現するという⁽¹⁾。これによって，EC 統合の目的が，半ば実現するであろう。もちろん，そのプロセスは，紆余曲折を経過するであろう。統一通貨制度実現にあたっての課題は，厳しいものがある⁽²⁾。

こうした，問題について，本稿では，その主要な中味を検討することにしたい。

だが，最大の難問は，政治的統一であろう。これは，かなり厄介な問題である。それは，各国の主権を前提にしながら平和，人権，環境，民主主義を基礎に，どのように共通の社会システムとして実現するかという問題でもあるからである。もちろん，基本は民主主義をどのように定着させるかにある。90年代 EC 統合の共通目標は，単一市

場統合の実現であり、統一通貨制度の創出であり、政治統合の実現にある。前者2つの統合は、高度な経済問題であり、後者の政治統合の課題は、きわめて高度な政治的問題であり、無限の難題といってもよい。だがそれはEC統合の実現にとって避けて通れない課題である。よく考えてみると、政治と経済を切り離して論じることにはできない。単一市場問題も通貨問題も、それ自体政治的問題である。単一市場における障害となるさまざまな問題も、それぞれの加盟国の政治問題抜きに考えられない。とくに農業政策については、EC共通の農業政策があっても、それぞれの保護主義的性格を調整するには、政治解決を必要とする。ましてや通貨問題については、EC加盟国の高度な政治問題である。EC加盟国の通貨を統一すれば企業家、市民、外国人にとっても、好都合である。将来単一通貨ができてEC12ヵ国を旅行すれば各国毎に通貨を交換しなくて済む。その他のさまざまな面倒をはぶけるのである。欧州市民は、90年代に各国通貨の交換性の制約から解放されるのである。関税をなくし、単一通貨を創出することは、EC市民経済革命に等しい。ブリュッセルのEC本部の通貨問題の専門家は20年以上、この問題に取り組んできた。統一通貨自体、各国の主権委譲の問題であり、各国の主権をこえて、統一した経済的主権を確立しない限り、統一通貨を創出することはできない。それはEC加盟国の市民ひとりひとりが「超国家主権」を共有する問題でもある。

ともあれ、統一市場、統一通貨問題は、政治統合と密接不可分の関係にある。

ところで、政治統合の基本問題は、各国の安全保障問題なしには考えられない。イラクのクウェート侵略・併合の問題は世界経済をゆさぶった軍事的、政治的問題であり、同時にそれは平和と民主主義の危機の問題でもあった。

したがって、EC統合問題は、一方で高度な政治問題でもある。その政治問題の中心は、国家間の軍事的対決を取り除くための安全保障の問題なのである。それは高度な政治統合への前提の問題でもある。

この点で、わたくしは、EC統合の背景として、全欧州安全保障の問題を何よりも重視したいのである。従来のEC統合問題の研究は、全欧州安全保障問題をあえて、さけていた。それは、経済・通貨をこえた、高度な政治問題であるからである。わたくしは、EC統合の前提としてこの問題を重視したいと考える。この点で、従来の、「経済統合」、「通貨統合」という経済問題での研究視角をこえて考えたい。本論の第1の課題を、全欧州安全保障問題にもってきたのはそのためである。このことは、欧州・東と西との経済協力の基本前提になっているのではなからうか。したがって、従来の、安保抜きのEC統合論者の問題提起は限界に直面せざるをえない。

90年代のEC統合の問題を究明するために、まずその前提となる、全欧州安全保障の問題を考えてみたい。

1990年11月19日、北大西洋条約機構(NATO)16カ国とワルシャワ条約機構(WTO)6カ国の22カ国の首脳はパリの全欧安保協力会議(CSCE=Conference on Security and Cooperation in Europe)に出席し討議の結果、欧州通常戦力(CFE=Negotiation on Conventional Armed Forces in Europe)削減条約と「22ヵ国共同宣言」(パリ憲章)に調印した。この会議は全世界の注目を集めた。この問題から入りたい。

2. 1990年11月パリ憲章の背景

わたくしは、EC問題を30年前から研究してきたひとりである。EC統合の歴史はローマ条約にあるように、共通関税政策ひいては関税同盟、共通農業政策、共通運輸政策、通貨政策、競争政策、拡大政策等を実践し、同時にその他の欧州諸国との通商協力、さらに途上国との経済協力等を、難問を抱えながら実現してきた歴史である。だが、70年代の経済不況の中で、未解決の問題が山積している。一方第4次ロメ協定も不透明のままである。ECと途上国との経済協力の問題も、究極的には、政治問題である。

ECは、こうした難問をかかえてきたにも拘ら

ず、80年代になって、改めてECの全面的再検討に迫られた。89年の冷戦体制後、とくに東西欧州の安保が最大の課題となった。

こうした問題意識を前提にしても、世界の政治経済の基本問題は、平和と民主主義の問題であると同時に庶民の生活を保障する政治・経済・安全保障体制の問題でもある。92年EC統合を実現する前提として全欧の平和確立の保障がなければならない。繰返しになったがわたくしは、なによりもまず、本章で、1990年11月21日の全欧安保首脳会議の憲章（パリ憲章）を取り上げたい。この憲章は米ソ、カナダを含めた欧州34ヶ国が参加してできたものである。各国首脳が、欧州の分断と対立に終りを宣言し、全欧州の統合と融和を軸とするヨーロッパ新時代の秩序構築をめざしたものである。

以下、主な参加者の発言をみよう。それは全欧の思想の一部を示している⁽³⁾。ハンガリーの代表アンタル首相はいう。ワルシャワ条約機構加盟6カ国による同機構組織の解体は合意済みで、機構そのものが1992年までに消滅することになるだろう、と。またコール独首相は東西欧州間の軍縮と信頼醸成措置（CBM=Confidence Building Measure 軍備管理・軍縮の環境を整えるため、対立国間の誤解や警戒心をとくさまざまな措置。1975年ヘルシンキ宣言で使用）を一層強化する必要を訴えた。全体として、欧州通常戦力条約の締結と不戦宣言の調印を基礎に欧州各国が国防力の再建を図るという点で、新しい意義を表明した。とりわけ「すべての国々が、平等の尊厳を有する欧州の建設」をしていくという点で一致した。「大西洋からウラル」まで、一方で「北極海から地中海」までの地域に住む人々が、異なる文化、宗教、習慣、社会体制下にあるにもかかわらず、平和を共有し、新しいヨーロッパ像を構築しようとしている。その出発点が「全欧安保会議」なのである。もちろん民族対立、領土問題、経済格差、市場開放などの問題が残されている。とくに「全欧安保会議」では、小国の安全保障を問題にした。中小国の首脳の発言を紹介しておく⁽⁴⁾。イラクのクウェート侵攻のように、小国は、頼るべき強い軍隊を持ってないゆえに

もろい。マルタのアダミ首相は「地中海諸国が抱えているさまざまな問題をCSCEは無視することはできない」。さらにキプロスのバシリウ大統領も「東西冷戦の『危険な安定』は終わったものの、欧州安保の構造には空白が残されている。キプロスは、欧州の中で唯一、外国（トルコ）の軍隊による占領が続いている。時代の流れに逆らっていつまでも未解決であってはならない」と。ルーマニアのイリエスク大統領は「ティラナで開かれた外相会議で、バルカン諸国の協力と信頼が、新ヨーロッパ建設に貢献することを確認した。黒海と地中海にまたがるバルカンの安定は欧州全体の安定に不可欠だ」と主張した。スペインのオルドニェス外相は、「依然として、欧州の他の国に植民地を持っている国が存在している。ジブラルタルを持っている英国だ。我々は、この問題をCSCEの席で取り上げざるをえない」。さらにアイスランドのヘルアンソン首相は、こうしている。「軍備管理問題は、海洋軍縮を抜きには語れない。欧州は地上だけで成り立っているわけではなく、海もあるのだ。北大西洋で事故を起こす、ソ連原潜は核汚染を拡大している」と。ユーゴスラビアのヨービッチ連邦幹部会議長は経済的不公平を指摘している。「政治的、経済的な不安定と排外主義が民主主義の敵である。ヨーロッパの新しい共同体にとって、現在の経済的不公平は各国の分断をもたらし、不寛容が共通の利益にカゲを落としかねない」と。

こうして中小国は、主体的に安全保障を主張し、民族の主体性、小国の意見の尊重、海域の安全保障、核汚染の禁止、経済格差の是正を提言している。これらは少なからず政治問題である。参加国の政治協力がいかに大切かを教えている。

ノルウェーのブルトランド首相は、環境保全の重要性を強調している。「欧州の自然環境を改善できるかどうかは、我々に共通の問題を解決できる力があるかどうかの試金石となろう。大気の保護を急がねばならず、わが政府は、『気象基金』をつくり、財源の一部として海洋石油企業に二酸化炭素放出税を課すことを考えている」と。ベルギーのマルテンス首相は、「市民同士の往來の自

由、旅行の自由で、相互理解が高まると同時に、新しい問題の発生も避けがたい。移民問題だ。アフリカからの移民に加え、東欧からの移民で事態が深刻になりかねない」と。チェコスロバキアのハベル大統領は、「残された国々の参加が必要であり、まずバルト三国、エストニア、リトアニア、ラトビアは当面オブザーバーとして受け入れるべきだ。92年の『ヘルシンキII』は、その基盤の上に、より深い欧州統合を実現することになる」と。さらにバチカンのカザローリ国務相は「少数民族の権利尊重はローマ法王ヨハネ・パウロ二世が指摘したように、国々の市民社会の成熟度の指標であり、調和のとれた社会の基礎となる」と、少数民族の権利を主張した。これは、CSCEに、バルト三国に対する北欧などが「民族自決権」を支持したこととも関連した発言である。これに対して、ソ連のゴルバチョフ大統領は、「われわれは、人類の価値を全世界の人々が分かち合う新しい世界に入ろうとしている」とCSCEの意義を強調したが、「協調の条件として自分の生き方を他人に押しつけるようなことに十分気をつけなければ不信と闘争的な民族主義、そして分離主義をもたらす。それは地域のレバノン化につながる」と反対した。

ともあれ、CSCEについて、参加した34カ国が、それぞれ、異った意見を出し合い、最終的に、パリ憲章として世界に向かって宣言したことを評価したい。一方パリ宣言の前に、CSCE首脳会議の場で欧州通常戦力(CFE)削減条約と「22か国共同宣言」に調印したことも評価しなければならない⁽⁵⁾。この条約は、ウラル山脈から大西洋におよび東西欧州約600万平方キロメートルを対象地域として、戦車、装甲戦闘車両、火砲など5つの主要兵器を発効から3年4ヵ月以内に最大で現状のほぼ半数まで削減することをめざし、それは第2次大戦以後最大規模の画期的な多国間軍縮条約であり、また「22か国共同宣言」では、東西が互いに「もはや敵対者でない」こと、つまり「不戦の誓い」をしたことを高く評価すべきであろう。なお両軍事ブロックとして戦後45年の冷戦体制に終止符を打ったことである。2度にわたる世

界大戦の舞台となった欧州で、物心両面から戦争の危険性を永久に消滅させようという、欧州の平和への意思を世界に示した点で画期的である。

このことは、EC統合、ECとEFTA、ECと東欧・ソ連とのそれぞれの経済協力にとってより大きな前進となるであろう。

この「欧州・東と西」の不戦の誓いを踏まえて全欧安保協力会議(CSCE)のパリ宣言は生まれたものと考えてよいであろう。

3. パリ憲章の統合思想

1990年11月21日のパリ憲章は、第1に民主主義、平和、統合の欧州の新時代を明示したのである。「欧州の対立と分断の時代は終わった。今後の我々の関係が尊敬と協力に基づくことを宣言する」と。欧州は過去の遺産から自らを解放しつつあり、「民主、平和、統一の新時代が開けた」として、人権、民主主義、法の支配を強調している。つまり唯一の政治システムとしての民主主義を構築、強化するといっている。各国民の底からの人間的ニーズに基づく民主主義の構築をうたっている。だから「人権と基本的自由は奪うことができず、法で保障される」と。さらに民族的少数派の人種、文化、言語、宗教的同一性を尊重することを述べている。ここには、民族自決権の保証を将来の問題として志向することを示したものである。「民主・平和・統合の新時代」の中には「経済的自由と責任」の項目をあげている。「経済的自由は繁栄に不可欠である。自由と政治的複数主義は市場経済発展の必要要素である」と。ここでは、経済的民主主義の問題は、不明確である。「経済的自由」をどの範囲で考えているかが問題である。欧州の東と西が「市場原理」を導入していることは周知の事実であるが、同時に、EC加盟国においても、市場原理に基づきながらも各国の国家的規制、ECの規制なしに、市場原理を手放して、認めていない。「経済的自由」が、資本の支配の自由を認めているとすれば、問題をおこすことは、ECの経済発展の中でも明らかである。ECの経済発展は、社会憲章を目的にしない

限り、限界に直面せざるをえない。この点の問題意識を踏まえた宣言にすべきではなかったか。

ただし、「経済的自由」「社会正義」「環境」への責任は、繁栄のために不可欠であるといっていることを評価したい。経済的自由は反社会正義と環境破壊をもたらすことを含めていったものと考ええる。問題は、環境保全、社会正義を前提にした経済的自由をどうするかを率直に示すべきであった。

「参加国間の友好関係」の項目で、「国連憲章およびヘルシンキ最終文書に基づき、すべての国の領土保全、政治的独立に対して軍事力による威嚇とその行使を禁じる」と明示した点の評価したい。この発想は、アジアの安保体制にとっても貴重な教訓である。日本は率先して、朝鮮の南と北、中国、ソ連、米国との対等平等の安保体制を提案すべきである。さらに「安全保障」問題では、CFE条約を歓迎すべきである。一方ドイツ統一は、「欧州の正しく、恒久的な統合の秩序に向け重要な貢献をした」といっている。ここで、ECの中のドイツ、全欧の中のドイツを位置づけた点で、画期的である。この発想のもとに92年EC統合問題を考えるべきであろう。

第2は、「安全保障」問題である。CFE条約と信頼醸成措置に関する協議を一層強化するというものである。CFEとCBMを継続し、92年に開く予定のヘルシンキ再検討会議までに協議を完了するよう努力するといっている。また化学兵器の包括的禁止条約の早期締結を呼びかけている。問題は、「安全保障」が欧州経済統合を保障するものであり、今後それを徹底化し、軍縮路線を共有し、それを福祉、教育、環境の各政策にふりむけるべきであろう。

人間相互の信頼関係、国家間の信頼関係を盤石にし、国境のない「人間の安全保障」を展開していくべきではなからうか。

第3は、経済協力と環境の問題である。

「市場経済に基づいた経済協力は参加国間関係の重要な要素を構成し、繁栄した欧州統一を建設するために有効である」といっている。

この宣言の発想は、欧州経済統合、統一通貨実

現について、全欧州次元で、その方向を示したものと見える。全欧州の安全保障なくして90年代欧州統合は実を結ばない。この点、パリ宣言は、全欧州の平和のためのECの発展を保証しようというものである。したがって経済発展の遅れている東欧に対しての経済協力についても、次のように明示している。

「市場経済の確立と自立した経済基盤の創設に努力している諸国に対し支援を継続することが必要であることを再確認する」と。この宣言は、ソ連・東欧経済がインフレ、外貨不足に直面し、自立不可能な状況に対して西欧側が支援していくことを宣言したものである。わたくし自身がモスクワ、ワルシャワ、プラハを訪ねても、いかにインフレがひどいかを身にしみて感じたほどである。ソ連、東欧の経済安定なくしてECの安定もないという問題意識を評価したい。ここでソ連と東欧の経済についてふれておく。いうまでもなく、ソ連・東欧における、中央指令型計画経済から市場経済への転換は、かなりの経済的混乱と犠牲を伴うものである。ユーゴスラビアでは、インフレ率、年2000%以上、ポーランドでも1000%、チェコスロバキアでも150%、ハンガリーでも40%以上、ソ連でも50%以上といわれる(1990年現在)⁽⁶⁾。

EC委員会の推計では、東欧6カ国は約550億ドル(約7兆円、1990年12月現在)の外貨不足である⁽⁷⁾。とくにハンガリー、ユーゴ、ポーランド、ルーマニアにおいては、部品や原材料が不足し、工業生産は、10~15%も減少している。ソ連経済の工業生産は20%減少している。EC委員会が、全東欧を対象とする約80億ドルの安定化基金制度を提案しているが、十分に成果をあげていない。ともあれ、パリ宣言は、西欧が、ソ連・東欧の経済的自立のために、積極的経済協力の約束をしている点で評価したい。パリ宣言における「経済協力」の問題を明示した点は、ECの対外経済協力にとって、前進である。だがEC自体の経済状況もあまりよくない。この点はあとで明らかにしたい。

一方「環境問題」について、「参加国は、環境問題解決の緊急性と個別かつ共同の努力の重要性

を認める。また環境破壊に関する情報交換の必要性を強調し、欧州環境機関（EEA）の設立を歓迎する」といっている。パリ宣言で、環境問題をとり上げざるをえなかったことは、この問題で先進国は共通に立ち遅れているからである。地球環境汚染問題は、いまや深刻であり、人類の生存にとってかなりの危険性を伴っている。子や孫に誇れる環境を保全するためには、資源の有効利用と自由経済・市場経済のあり方まで究明しない限り、不可能である。この点パリ宣言は、不完全である。全欧州が環境問題に対して厳しい取り組みを示さない限り、前進はみられない。ECはオランダが提案した発生源対策について改めて、耳を傾け実行していく必要がある⁽⁸⁾。

「ヨーロッパでは、北部の海域で、数千というアザラシが死亡したことから環境について懸念が高まった。アドリア海の汚染により、魚は死に、またイタリアの海岸の少なからぬ地域から観光客が姿を消した。ソ連では、汚染により、人体の危険性から、バルト海、黒海、アラル海での遊泳が禁止された。その他欧州の環境破壊は進んでいる。⁽⁹⁾」この点を踏まえて、環境問題を深刻に認識したことは評価すべきであろう。92年 EC 統合にとっても環境をどのように保全していくかは、厳しい課題となるであろう。

以上パリ宣言は、97年後の EC 政治統合の前提として欧州の安全保障の基本憲章を示した点で、今後重要な発展の指標になるであろう。それは EC 政治統合の出発点になるであろう。

ここで、わたくしは、こうした CSCE の統合思想を念頭において、90年代 EC 統合の問題点を改めて検討したいと思う。パリ憲章の問題意識を踏まえて、つぎに、92年 EC 市場統合問題を考えてみたい。

4. 92年 EC 市場統合とは何か

(1) 92年 EC への道

1990年12月7日、ミッテラン仏大統領とコール独首相が加盟国の各首脳に連名で書簡を送り、「共通の安全保障政策で共同防衛を達成する」た

め、EC 首脳会議などの役割強化を呼び掛けた。このことの意味は、欧州政治統合が経済・通貨統合に比べて大幅に遅れていることに対する効果をねらったものである。逆にいえば、政治統合がきわめて遅れていることへの反省を明らかにしたものと考えられる⁽¹⁰⁾。1990年4月ダブリンの EC 首脳会議以前に、仏・独首脳が、93年1月1日の経済・通貨統合と同時に「政治統合」の実現を準備すべきであるという共同声明が具現化することを重ねて強調したものであろう。前節で、展開したように、政治同盟への道は、欧州の軍事問題を協議する西欧同盟（WEU）を将来は欧州統合に取り込むことや、北大西洋条約機構（NATO）との関係を含めて、長期的な全欧州安保体制を実現することが政治統合への道であると認識しているようである。

だが、政治統合への道として経済・通貨統合が実現していなければならない。つまり経済・通貨統合の実現自体、きわめて高度な政治統合を内包するものである。したがって構造的に政治・経済・通貨の各問題を峻別することはできないであろう。にもかかわらず経済・通貨統合の実現なしに、政治統合はできないであろう。それぞれの分野は、機能的には区別して論じるべきであろうが、構造的には、共通しているといわざるをえない。経済・通貨統合は、各国の経済の政治的主権をどのように調整するか、超国家的機能を実現しないかぎり、できない問題である。その実現のためには、政治統合的問題意識をもたない限り不可能であると考えざるをえない。

したがって通貨統合、政治統合の下部構造としての経済統合、その中心は、市場統合である。では、92年市場統合のポイントは何かである。このことは、EC 出発時点で表明した、欧州評議会の次の言葉に集約されている。「欧州評議会は、欧州精神の母であり、欧州精神は国境をなくし、欧州人の英知に国境を解放する」と。

1992年の「統合 EC」のエスプリは、この言葉のしたたかな表現にあるであろう。それは単純な EC 統合という、国境をなくして、物、資本、人間、サービスの自由移動を図るというスローガン

ではない。このことの実現自体、さまざまな問題をはらみ、それを解決していく手法を必要としているのである。わたくしが強調したいのは、「国境をなくす」主体である。それは、市民である。したがって、従来个国家概念をこえた市民的共有としての欧州連合、欧州的国家に近い機構への道を示したものである。この視点で考えるならば、ECを担っているひとりひとりの市民の理性のなかにある市民社会の実現にある。W. モーレがいうように「統合とは、欧州の経済的発展における最も広汎な諸傾向の中にある」⁽¹¹⁾という。だから、ECは、多くの人々にとって当惑し、複雑な性格をもっているのである。だが、マクロ的にみれば、なぜ92年EC統合なのかという問題に直面する。たしかに、1987年7月1日のEC委員会が公刊した『単一欧州議定書』⁽¹²⁾をみると、ECの経済発展が、世界経済の不況の中で、当初の計画より立ち遅れていることを認識し、第1に政策過程の「効率化と民主化」を実現しなければならないこと、そのための制度改革を主張したこと、第2に、政策領域を拡張し、「より広く、より深く」相互協力を実現することを主張した点にある。さらに第3に、1957年のローマ条約に示した政策決定にあたって、全加盟国一致制から多数決制へ改革した点にあった。

『単一欧州議定書』において、最も重視したのは、85年の『域内市場白書』⁽¹³⁾である。つまり、ECが、92年12月31日までに域内市場を漸進的に確立する道を示したことにあった。「域内市場は、……物、人、サービス、資本の自由な移動が保証された、域内に境界のない領域を構築することにある」⁽¹⁴⁾この主張は、すでに、57年のローマ条約第3条に規定されたことを原則的に再確認するものであった。このことはEC市場統合がうまくいっていなかったことに対する表明でもある。1956年の『スパーク報告』は、西欧が米、ソの生産力にいかに対抗するかにあった。「ほとんどすべての分野で自国だけで世界の総生産額の半ばを占める米国と、共産主義体制の下で世界の3分の1を抱え、年率10～15%のテンポで生産力を拡大しつつある諸国とののはさみ打ちにあって、かつて

は製造工業を独占し、海外領土から重要な資源を確保していた欧州も、今日では、対外的地位を弱め、勢力を落し発展力を失ってしまった」⁽¹⁵⁾と。ここには当時の米・ソの生産力に対抗するEC統合の姿勢が明確に打ち出されている。

この点で、ECは、国境を越えた市場統合の構想を具体化せざるをえなかった。だが、1960年代、70年代のECの経済発展は、紆余曲折を経過した。1969年12月1～2日の両日のハーグにおけるEC首脳会議は、1958年EC成立以降の12年間のECの総括をおこなった。それは、関税同盟の完成、通貨同盟、農業政策、運輸政策の強化、さらに英国、北欧諸国の加盟、途上国との経済協力の強化を確認したものである。一言でいえば、ECの完成、強化、拡大にあった。EC結成後12年間における域内貿易の拡大、成長率平均約5%、鉱工業生産の増大、低失業率、米国企業のEC市場への直接投資の増大による市場の活性化など、いわゆる経済メリットを評価したものである。一方で、EC結成後、6年～12年の間に、域内貿易の伸び率の鈍化、市場における寡占化の進行、福祉政策の鈍化、途上国の経済協力の不徹底などのデメリットも表面化した。

(2) 1970年代のECの対応

とりわけ、1970年代のEC市場統合の進行過程で、大きな難問は、71年8月の国際通貨危機と73年末の国際石油危機であった。71年の通貨危機の対応については、次節の通貨統合の問題で明らかにしたい。

73年末の第1次石油危機はEC諸国の経済を深刻な不況に直面させた。1973年から79年までのEC10カ国の成長率は、2.5%であり、それは1968年から73年までの成長率4.9%に比べて2分の1である。こうした低成長率の中でECの特徴は、消費者物価が上昇した点にある。73年から79年までの物価上昇率は10.4%である。西ドイツ4.7%、フランス10.7%、イタリア16.3%、オランダ7.9%、ベルギー8.4%、イギリス15.6%である⁽¹⁶⁾。

こうした経済現象を見る限り低成長下の物価高、いわゆるスタグフレーションが定着した。

70年代後半に共通にみられたスタグフレーションの諸要因は石油価格の高騰に基づく関連製品価格の上昇により、消費購買力が低下し、関連製造業における投資の停滞をもたらした。このことによって実質賃金が低く、経済の活力を低下するというメカニズムを作り出した。

スタグフレーションに対するEC内の加盟国の対応はまちまちであった。イギリスとイタリアは、76年に公定歩会の引上げを通じた金利政策で、フランスは通貨供給の管理政策で、西ドイツは総需要拡大政策を通じた景気振興策という形で対応した。EC全体としてスタグフレーションに直面し、加盟各国の政策対応は多様性をもっていた。景気政策に対しては、加盟各国は、どうしても保護主義的にならざるをえなかった。この結果、1978年から79年にかけて一時的に景気回復をもたらしたが、79年12月に第2次石油危機に直面せざるをえなくなった。それは80年にECの失業率6.1%、消費者物価上昇率11.6%となって表面化した。

(3) 1980年代の苦悩

したがって、1980年代に入って世界経済は2度の石油危機に基づく先進国の経済停滞からいかに脱出し、活性化するかという政策を採用せざるをえなかった。第1には脱石油・省エネルギーのための政策を推進すること、第2に適切な有効需要管理政策による輸入インフレーションの国内インフレーションへの転嫁を阻止すること、第3に経済の供給面を改善するための政策の必要性を強調したことなどである。だがEC加盟国は、景気回復をもたらすことは不可能であり、ECの市場統合政策も、域内貿易の増大もなく、限界をみせてしまった。再びスタグフレーションに直面した。EC各国は「インフレなき持続成長」を実現するためリヴァイタリゼーション（再活性化策）を最優先政策課題としたのである。

ECは、総じて景気循環に対応した総需要管理重視の政策を求めて実践したが失敗した。その後英、独、仏は、中長期的視点から供給面と構造面を重視する政策を選択するようになった。例えば、英国のサッチャー政権は、79年6月以来、イ

ンフレ抑止を最優先とした経済再活性化政策を一貫して展開し、それは、民営化政策を通じて企業の競争力強化策に求め、労働党から福祉軽視ではないかと批判された。当時西独のコール政権は82年10月誕生し、財政再建を中心とした大企業優先の構造政策を一貫して進めた。仏国のミッテランは、81年5月以来、雇用増を目的とする需要拡大政策を進めた。84年7月以降、ファビウス内閣は、社会党の国有化政策を緩和し、産業構造再編政策を採用した。

1980年代後半になってECの景気は回復した。だが、新しい課題に直面した。インフレ抑止に成功したが、高失業率をもたらした。一方、賃金上昇率が低く、不安定な性格をみせた。だが全体としてECは「安定的成長」の中で産業の構造変化をもたらした。60年代の成長産業であった鉄鋼、造船、石炭、繊維など伝統的産業部門で、需要が停滞し、過剰人員をかかえることになった。

ECは、80年代後半になってこの構造不況業種を改革し、新技術導入を図り、生産性の向上を政策課題としたのである。この課題はその後のECの市場統合を進めるうえでのキーポイントになった。それにしても景気回復過程の中で、失業者の増大は問題である。その中味をみると、中高年者、若年労働者、女性労働者の失業が増大した点にある。ECでは、就業者の既得権があるので、こうした層の雇用吸収力が弱い。さらにEC内における工業地域と準工業地域、過密地域と過疎地域における就業格差を構造的に作りだした。とくに注目したいのは、成長産業のある地域と斜陽産業のある地域との失業率格差である。92年ECの地域政策がこうした格差をどこまで克服できるかも課題である。それは90年代におけるECの地域政策の展開に引き継がれた。

1980年と88年の調査によると、英国のサウス・イースト、西部ドイツのバーデンヴェルデンベルグ、南バイエルン、仏国のイルドフランス等の機械・電子産業のある地域では3～4%の低成長率であるのに対して、英国のノースウェスト、ノース地域、フランスのロレーヌ、ラングドック、ルシロン地域、西ドイツのノルトライン・ヴェスト

ファーレン（デュセルドルフ）の地域は鉄鋼、造船などの斜陽産業中心で、10～12%の高失業率である⁽¹⁷⁾。

こうした状況の中で、ECの積極的産業政策は、米国、日本に立ち遅れた先端技術産業の育成にあった。重化学工業から機械、電機工業へ、電機工業から先端技術産業への発展は、相互に関連性をもった総合産業政策の展開でなければならぬ。1987年から鋼材需要が回復し、従来の減量計画を修正した。とくに自動車、電機業界向けの薄板需要が好調であった。88年の粗鋼生産は、前年比9%の増加であった。構造不況業種といわれた鉄鋼業、化学工業において「好況」をもたらしたのは域内需要の拡大にあったからである。一方これには、立ち遅れた先端技術産業への需要効果があったことである。

こうしてみると、1980年代前半におけるEC産業の停滞に対する危機意識から、80年代後半における世界景気の回復過程への道に対応するには、さまざまな機構改革を必要とした。ある論者は、1992年一杯までに、EC内市場の保護政策を展開することによって、米国、日本の先端技術政策に対応できるという。加盟国内の巨大企業は、ある程度まで、自国の市場を保護することに従事し、1992年の広汎な欧州市場ができるまで、ECが保護政策を採用することを考えるべきだという。

他方、92年EC市場完成までに、従来のECの経済体質の改革を主張する論者もいた。EC官僚たちである。

1985年3月、ブリュッセルで開かれた欧州理事会の報告はECの機構改革を提案した。それが『ドゥグ報告』(The Dooge Report)である。「共同体は、今や危機の状況にあり、深刻な欠陥に悩まされている。

だが加盟国は、意見を異にし、その相違は共同市場の実現および経済通貨同盟によって獲得することができるであろう。……

さらに、10年にわたる危機の後、欧州は、日本や米国と異なり、失業者は約1400万人という当惑すべき数字を減らすのに十分な成長率を達成してこなかった⁽¹⁸⁾。

1985年時点で、ECの技術進歩は立ち遅れていた。EC市場で販売されているパソコンは10台のうち8台は米国製、ビデオは10台のうち9台が日本製であり、ECの半導体メーカーは、共同体市場の30%、世界市場の13%しか生産していない。⁽¹⁹⁾ここに、ECの米・日の生産性への危機感の一面がある。

(4) 1992年市場統合の難問

こうして、ECは、市場統合を通じて、米国、日本に対抗するだけでなく、加盟国自体の企業経営の自己革新、技術革新、新規の設備投資を着実に進めることができると考えた。加盟国の企業の競争力を強化し、雇用を拡大し、市場の再活性化を図ることにあつた。この点は、「国境なき欧州——内部市場を完成するため」⁽²⁰⁾の中でもこういっている。「12カ国が潜在的に広大な単一市場を十分に利用しないならば、共同体は主要な競争者である米国と日本に対して土地も市場も失い続けるであろう。この再生の原動力の精神を認識すべきである。」

85年の『域内市場白書』は、共同市場の妨げとしている既存の国境規制による物理的障害、製品の基準認証制度の相違による技術的障害、付加価値税、物品税の違いの障害を除去しようというものである。こうした障害の項目は280もあり、89年末までに理事会で承認された案件は、約142件であり、残り137～8件のうち、理事会の決定まちは120件である。EC理事会次元では順調に運んでいるが、加盟各国での立法化は、かなり遅れている。1990年末までに加盟各国で立法化の予定案件は88件であるが、12カ国で完了したのは14件、8カ国で完了した案件は52件である。立法化が遅れている国はイタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガルで、進んでいるのがデンマーク、次いでフランスとイギリスである⁽²¹⁾。

非関税障壁の例を建設機械にみると、その規格が独、英、仏でまちまちである。EC向けに供給している「キャタピラー」社は、それぞれ少しずつ違った型を作らざるをえない。西ドイツ向けバックホウ積載車の製造には1台あたり2000ドルの追加コストがかかる。

乗用車についてみると、フランスでは、ヘッドライトに黄色いランプが義務づけられ、表示する注意事項はすべてフランス語でなければならない。西ドイツでは、シートなどの内装には不燃性材料が必要であり、また排ガス規制基準の厳しいオランダなどでは窒素酸化物（NOx）を抑止する触媒が必要である。1400cc未満の乗用車の排ガス規制についてみると、オランダ、デンマークでは、環境政策優先の国であり、厳しい規準で、フランスの同容量車を、この規準に適合させると、6～7%のコスト負担を強いられる。この壁も、92年から実施することで合意に達した。

EC規格と自国の規格が違う場合、厳しい規格に適合させるには、それなりのコストを負担することになる。電機のジーメンスではEC規格に統一するために、年間5億マルク（350億円）と職員200人の増員を必要とするという⁽²²⁾。

金融に関する規制の統一では、EC内の1国で、営業認可を取得した銀行は、域内のどこでも営業が可能となった（89年12月の第2次銀行業調整指令＝directive）。さらに資本自由化についてみると、加盟国の直接投資、送金、保険契約に伴う資本の自由化のことを企図している。

公共調達についての自由化措置については、水利、輸送、エネルギーおよび電気通信の各部門を公共買付契約の自由化に含めるための指令の作成の合意をえられなかった（89年12月22日のEC理事会）。ただし、EC内の後進国であるギリシャ、スペイン、ポルトガルの3カ国については1996年まで自国企業の優先権を認めた。ガス、電力供給については1985年まで取り上げないこと、さらに英国の北海油田および石油生産については、指令から除外した⁽²³⁾。

税制度の障壁を除くだけでも困難な課題である。EC加盟国の付加価値税（VAT）の標準税率をみても加盟各国の主権にもとづいて決定し、多様性を帯びている。ベルギー19%、デンマーク22%、ドイツ14%、スペイン12%、フランス18.6%、アイルランド25%、イタリア18%、ルクセンブルク12%、オランダ20%、ポルトガル16%、イギリス15%、ギリシャ18%と各国の付加

価値税率はさまざまである。これらを一本化するには、加盟各国の承認を必要としている。この付加価値税は、加盟各国の消費者物価の格差をもたらしている。さらに物品税の格差にもインパクトを与えている。例えば、日本車の日産ブルーバード2000ccは、ベルギーでは、150万円内外であるが、デンマークでは100%の登録税を入れると、約350～370万円になる。付加価値税は、輸出に際しては免除される。わたしの90年夏の英国滞在中、帰国に当たって経験したことであるが、20ポンド以上の商品を購入すると、買った店から免税表を貰い、帰国のときその商品と免税表を貰って空港の税関で承認印を受けると、1カ月以内に付加価値税を本人に払い戻す仕組みになっている。だが2カ月経過しても払い戻してくれない。ところが、ドイツでは、帰国に当たって空港で、払った付加価値税を戻してくれる。これがイギリスとドイツの違いなのかと思った。

とにかく、EC内では、通関の際に、輸出入税率の差額を調整する手続が必要となっているが、通関業務の壁を除去するのは大変な作業である。関税ゼロの体制にもっていかなければ、関税同盟の完成ということとはできない。EC委員会は、1996年までに統一税制、多分14～20%の税率を作るといふ。この税率の決定は、各国主権の壁をどのようにクリアーするかにかかっている。さらに法人税についても、英国52%、イタリア40.5%、ベルギー45%、フランス50%、ドイツ46.7～63.3%、アイルランド50%、デンマーク40%、ルクセンブルク47.3%、オランダ43%、スペイン35%、ギリシャ48.5%、ポルトガル40～50%で⁽²⁴⁾、違いをみせている。この法人税の統一も難題である。その国の製品価値、消費者物価、企業立地の問題とも関係してくる。にもかかわらず、統一法人税も解決しなければならない。しかし、現在大企業においては、こうした税率を前提にして、企業の買収・合併を展開している。

(5) 92年 EC 統合の経済的効果

92年 EC の単一市場についての経済的効果分析は進んでいる。この代表的なものがエコノミストであるチェッキニーのレポートである⁽²⁵⁾。これ

によると、92年統合を前提にした推計では、統合後5～6年でEC全域で約2000億ECU（88年換算レートで約30兆円、90年換算レートで約39兆円）のGDP（国内総生産）の経済効果があり、150万人の雇用創出効果が期待されるという。その内訳は、(1)非関税障壁（NTB= None Treaty Barrier）が企業活動に負担していることによる製造品コストとそれによる価格を引き下げた場合の利益を想定している。これを直接的利益効果とよんでいる。次に(2)の場合は、NTBに守られて国内市場を寡占支配している企業の間国際的寡占間競争をもたらす、そのコストと価格の引き下げ効果を想定して計算されている。これを間接的利益効果とよんでいる。

要約すると、障害除去による効果が650億ECUから800億ECU、市場拡大による経済効果が610億ECU、競争激化による経済的効果が460億ECUなどを合計すると、1700億ECUから2500億ECU効果をもたらすと推計している。

さらに政策的運用によって、域内GDPを5%増加させ、したがって180万人の雇用創出を生みだし、GDPの約1%の対外収支の改善を期待できる⁽²⁶⁾。

この計算には世界経済の変動との関連分析が欠如している。とくに東欧の変動との関係をどうみるかは今後の課題になるであろう。

ここで、さらにチェッキニーレポートを整理すると、マクロ経済的效果はあくまでも仮定の論理である。ECは92年一杯までに、国境の廃止、公共財市場の開放、金融サービスの自由化を実施すれば、統一市場を共有し、生産効果、雇用創出を実現できるというものである。

国境規制が除去されれば、税関、通関業等の業務がなくなり、その費用は削減され、雇用も減少する。だが、共同体内の貿易が活発になり、財、サービスの価格は低下し、その結果、EC域内からの輸入品は国内産品やEC外からの輸入品に対して価格競争力が向上する。そのことから、国内産品にEC域内輸入品が代替する。EC外からの輸入品にEC域内輸入品が代替する。輸入価格の低下を通じてEC各国の交易条件が改善し、EC

全体の貿易収支に好ましいインパクトを与え、GDP（国内総生産）は約0.33%上昇するという。したがって前述の税関関連分野における失業とその波及効果によって短期約マイナスは、中長期的に改善効果に連動する。税関障壁廃止は国家財政支出を削減し、財政赤字解消にもつながる。税関障壁の除去は、インフレを中和する効果をもち、経済活動の活発化により、交易条件の改善効果をもたらす、中期的に約1%の物価水準引下げ効果をもつという。

だがここにも問題がある。国境廃止により、交易条件の効果がどのように各産業、企業にインパクトを与えるか、とりわけ寡占企業の出現によって価格の硬直化をもたらす、物価引き下げ効果につながらないのではないか。この点、反寡占政策との関連での予測をすべきではないか。この点を考慮すると、生産効果は予想の2分の1になるであろう。

次に公共財（調達財）市場の開放による経済効果についてみると、関税障壁の除去よりはるかに大きいという。その自由化のマクロ経済的效果は公共企業、公共当局、公共市場に供給する企業という三種類の出演者を通じて実現される。

公共企業（輸送サービス、エネルギー・サービス、電気通信サービス等）にとって、公共調達の自由化は購買コストと投資コストの大幅な削減をもたらす。とくに資本財価格が外国の供給者の競争圧力の下で低下が予想される。したがって、物価低下と競争力強化をもたらす。公共当局のメリットは、予算の節約と税の増加にみられる。公共市場に供与する企業にとって、公共調達市場の自由化が企業組織の改善とコスト構造の圧力という問題をもたらすが、公共調達市場の開放は、中期的には約40万人の新雇用を創出するであろう。経済成長の展望は本質的に、公共企業が実施する価格引き下げとそのEC内外の需要への波及効果から生まれる。

新雇用の創出とGDPの成長は、他のすべての主要指標の改善を伴う。公共企業の価格引き下げは、中期的に1.4%の一般物価引き下げ効果をもつ。さらに競争力強化はECの対外ポジション

(経常収支)に対して0.1%の黒字をもたらし、国家財政にはGDPの0.3%の収益をもたらすという。

だが、公共調達市場の開放がそのまま、購買コストと投資コストの大幅な削減をもたらすであろうか。というのは、公共調達を開放するには、その分野の企業の経営努力と労働者の協力なしに実現できない。この分野は、人間のサービスのあり方とかかわってくる。この点の配慮を欠いた分析ではないか。各国政府が、EC市場統合への主体的協力なしに不可能であろう。したがって、各国の公共調達の開放によって、各国の住民に対して、物価引き下げ効果と税負担の軽減を提示しない限り説得力がないのではなかろうか。問題は、この分野の開放を具体的にどのように推進するかの手法を示すべきであるにもかかわらず、大胆な予測分析に対して評価をしている。

次の金融サービス自由化の効果は信用コストの低下からくる。資本コストの低下は生産的投資を鼓舞し、経済成長の能力をはっきりと増加させる。資本不足になると、統合市場からの利益を制限する。だが回避されるだろうと楽観的である。金融サービスの自由化は、経済全体に対して重要な支援的役割を果し、金融的資源の配分を改善する。とくに安価な信用による住宅建築支出増大の作用は、雇用創出力をもたらす。さらに金融サービス価格の低下、産業界のその利用コストの低下は物価下落を経済全体に与える。

したがって中期的には、ECのGDPの1.4%をふやし、国家財政の赤字もGDPの約1%削減する効果をもつ。さらに雇用は約50万人増加するという。

この推定は、一面で妥当するであろうが、他面で、現実の金融資本間の競争が激烈になり、不況期には、資本の集中と分散を拡大再生産し、二極分化をもたらし、さらにEC内企業間の競争を激化させると同時に投資と成長の伸びが、輸入を増大させる。この点、EC委員会が、各国の金融自由化の開放に基づいてそのメリットを維持するために、できるだけデメリットを抑止する政策を選択すべきであろう。

さらにサプライサイド効果の経路をみよう。

① 価格低下についてみると、価格の低下は生産コストの引き下げに応じて進行する。競争力が企業を合理化し、経営規模の改善によってコスト切り下げ計画に積極的に駆り立てる。原材料部門の価格引き下げは加工流通部門の価格の低下を強制する。

② 生産要素の生産性増加によって、それが、もっと効率的な資源配分(人的、金融的技術的な)、産業の構造改善、あるいはまた企業内部の組織再編のうちどの要因の結果であるかを問わない。

この要因が絡み合って、中期的に大きな利益が期待されるという。すなわち、短期的には生産性の増加は一定の失業増加を意味するが、雇用の一時的減少は次第になくなり上昇に転じ、中期的には約100万人の新規雇用が創出されるという。それは、GDPを2%引き上げるという。国家財政は、0.6%改善し、ECの対外国際収支も0.4%改善できるというのである。

だが、この新しい競争的環境に対応する企業戦略は、あまりにも、主観的であり、その客観的保障はないのである。

競争が激化すれば、各企業は合理化を通じて、生産コストを切り下げ、価格低下で対応する。だが、賃金コストを同時に上げなければ、価格低下を容易にできないであろう。労使の関係を無視して、単純に生産コストを引き下げることにはできない。原材料部門の価格引き下げも、需要が増大するとすれば、単純に引き下げることにはできない。したがって直ちに価格低下をもたらさない。この点の分析の想定は不十分である。

また効果的資源配分が、寡占体制のもとでできるものであろうか。この点は各国が、人為的政策調整によって、効果的配分をしない限り問題である。したがってサプライサイド効果は、それぞれの国家の産業政策と企業間の主体的調整を通じて対応しない限り、中期的展望でも無理ではなかろうか。

また92年市場統合によって、企業活動の再活性化が図られるであろうが、それは、各国がEC委

員会との協力によってどのような政策を実現するかである。ECの再活性化によって成長率が4.5%以上になることは不可能である。「経済を冷却する」ことによって消費者物価を平均6.1%低下することも不可能である。

問題は、現時点で、こうしたマクロ効果は、2分の1以下と考えるべきであろう。なぜならば、従来のECの経済の成長と政策の実態の歴史をみる限り、前提条件がかなり説得的ではないといわざるをえない。

だからといってEC統合は進むであろう。市場統合が進む中で、企業の買収・合併が進み、寡占化志向が定着しつつある。こうした状況をEC全体として抑制しつつ、経済の活性化をどうするかを考えない限り、統合の実質的定着化は現在の50%程度しか進行しないであろう。

もちろん、EC市場統合は、EC加盟国企業の自由競争による経済的効果にあるのだから、それを促進する条件を、EC国家連合を通して作るべきであろう。わたくしは、ECの単一市場が、より進行し、定着化を期待している。

92年EC単一市場は実現し、定着している。だが、それを経済的に保証するのは、統一通貨市場の確立にある。つまりEC単一市場を通貨の面で補強するのは、統一通貨をどのように実現するかにある。この点を次に明らかにしていこう。

5. EC統一通貨の問題点

(1) ウェルナー報告のメリット

1992年EC市場統合は、前述したような物理的障害、技術的障害、財政的障害をそれぞれ除去し、国境なき共通市場を形成し、ユニークな経済共同体を組織する試みである。92年ECの単一市場統合の発展を保障するのは、通貨統合である。すでにECは、1979年欧州通貨制度(European Monetary System=EMS)を発足させた。この制度は国際基軸通貨としての実質的役割を失いつつあるドルに対して独自の役割を果し、EC市場の安定化政策の創出にあった。とくに共通通貨は、経済統合と政治統合の媒介的役割を果すもの

である。まず通貨統合の出発点として70年の通貨同盟をみよう。

1970年の通貨同盟への基本提言は、「ウェルナー報告」であった⁽²⁷⁾。当時は60年代にEC市場統合が定着し、70年代に通貨統合をめざし、80年代に完成をめざしたのであったが、各国の調整が充分にいかず、持ち越されたのである。当時、統合論者は、EC域内通貨相互間の為替相場を固定して、事実上、共通通貨と同じ働きをもたせようとしたのである。この問題を整理して提案したのが先のウェルナー報告であった。その内容は次の7項目に要約される。

- ① 加盟国通貨は、為替相場の変動なしに同一の為替相場で無制限に相互交換を保証される。
- ② 共同体全域を通ずる流動性の創出および通貨・信用政策は集権化する。
- ③ 域外にたいする通貨政策は共同体の権限に属する。
- ④ 資本市場にかんする加盟国の政策は統一される。
- ⑤ 予算規模の変動、収支の規模および差額の融資またはその利用方法については、共同体次元で決定される。
- ⑥ 地域および構造政策は、加盟国の権限に属さない。
- ⑦ 共同体と社会構成員との制度的かつ持続的な協議が保証される。

このレポートは、資本移動の自由化と通貨の交換性とともな為替相場を固定化するというものである。さらに為替相場の固定化は段階的に変動幅を小さくするというものであった。

このレポートが提出された背景には、いくつかの理由があった。第1に、1967年11月のイギリスポンド平価切下げを契機に国際通貨情勢が大きくゆれる中で、EC加盟国は、個々に対応しては限界で、相互に統一した通貨政策をもたなければならないことを認識したからである。従来ECは、通貨、金融問題をEC内で処理せずにIMF、BIR(国際決済銀行)、EMA(ヨーロッパ通貨協定)のような国際機関の機能の枠内で調整してきた。だが、ドル危機に直面したとき、ECは各国独自

の対応ではなく、共通に対応するようになったと考えることができる。第2に、域内統合化がすすむにしたがって、経済・通貨面での統合が必要不可欠のものとなってきたことである。つまり統合論者はECが商品、労働力、資本、サービスの自由移動に基づく生産力増進効果を伴うので、通貨の面でも共通政策を打ち出し、市場統合を共通通貨政策によって補完しようと考えたのである。これは、ドルへの共同体的対抗政策であると考えてよいであろう。

その後EMSは、為替相場制度とそれを補完するための信用メカニズムおよびECUと名づけた準備資産と決済手段の創出という3つの軸によって構成された。

ECU (European Currency Unit) はかつての欧州通貨計算単位 (EMUA) に類似した一定額のEC各国通貨のバスケットで構成された複合単位である。英国はこの時点では入っていない。だがECUは単なる計算単位ではない。EMSの為替相場メカニズムは、ある通貨が他の通貨に対して、その限界相場を越える危険が発生したときは、当然為替市場に介入することをEMS加盟国の中央銀行に義務づけている。この義務は、中央銀行が自らの義務を遂行し、通貨の平価を守るための弾薬を与える信用供与制度の存在を前提とする。この信用供与制度には返済および返済手段についての規制も含んでいるのである。したがって前述したように、ECUは、その役割をEC内中央銀行間の決済手段としての、また準備資産としての役割を果たしているのである。

EMSは、その後為替相場の安定化のためにEMR (Exchange Rate Mechanism) を創設した。それは、従来のスネーク (各国通貨の対ECU変動は2.25%以内、イタリアだけ上下各6%以内の共同フロート制のこと) とは性格が違っている。第1はスネークの離脱国を協議機構に参加させること。第2にパリティ・グリット方式 (各国通貨相互間に成立する相場の網のこと) を採用するとともにECU基準の通貨バスケット方式を採用している。ある通貨の市場レートが変動した結果、各国通貨で測ったECUバスケットの価値が一定の限度を

こえたときには警報が発せられる。このことを早期警報装置とよんでいる。要するに警報がなったときには当該国は国内金融措置、セントラル・レートの変更等を行わなければならないが、必ずしも義務づけられていない。

第3にEMSの信用メカニズムについてみると、基本的にはスネークと同じである。だが資金量を拡充し、短期通貨支援の期間を延長した。ECUを信用メカニズムの計算単位として使用するだけでなく、決済手段としても使用した点である。第4に準備資産としての機能である。これは、ECの統一通貨への道を考慮したものであった。だが、80年代の前半においては、EMSの加盟国が保有する金、外貨準備の20%を見返りとして、ECUで発行されるだけである。当時、域外の通貨当局はECUを保有することはできない。ここに限界があった。だが、民間部門ではECUを利用し、ECの並行通貨として急速にその機能を拡大していったのである。

通貨同盟は市場統合にとって促進的機能、安定的機能、補完的機能などを示している。とりわけ為替相場の安定性は、域内市場統一にとって不可欠の課題である。具体的には、物価の安定、国際収支の均衡、雇用の安定などをもたらす要因になる。とりわけ、外国通貨に対して安定的作用を示すといつてよいであろう。

だが欧州通貨制度を促進するに当って、さまざま曲折があった。島崎久彌教授によると⁽²⁸⁾、統一通貨創出へのアプローチは、制度的アプローチと市場指向的アプローチがあるという。前者の方式は、制度的変革を通じて統一通貨を創出するもので、「加盟国の為替変動幅を漸進的に縮小し、これを非可逆的に固定することによって事実上統一通貨状態を現出する縮小変動幅方式である。」前述した1970年のウェルナー報告に基づくスネークはこの立場である。次に述べる1989年4月のドロール案もこの立場である。このアプローチの成否は、域内経済政策の協調と経済変数の収斂 (convergence) が達成されるか、否かにかかっているという。もうひとつの方式は「一挙に統一通貨を創出しようとする big leap approach であ

り、1977年のフローレンスにおけるジェンキンス演説である。さらに1990年3月のクリストファーセン・レポートであり、ドロール案の第2段階を極力圧縮すべきである」という。それは、big leap approachの部分的導入を企図したものである。

一方市場指向的アプローチとは、「市場における通貨相互の競争を通じて、弱い通貨を自然淘汰し、統一通貨を自然発生的に創出しようとするものである。」その例としてスコットランドで経験した、加盟国の通貨を相互に流通させるinter-circulation approachをあげている。ハイエクの「貨幣発行自由化論」や1989年11月に英国が提唱した「経済通貨同盟への漸進的接近」案がこの方式である。この案は、取引コストの増大と強い通貨国の通貨主権を弱める可能性がある。

わたしは、ウェルナー・レポート、および89年4月のドロール案の立場に立つが、経済改革との関連では、独自の立場を取っている。というのは、通貨技術主義から脱皮して経済実態、経済政策の一環としての為替政策を展開しない限り、その効果を把握することができないと考えるからである。

(2) 1989年の「ECにおける経済・通貨同盟に関する報告書」の問題点

本報告は、EMS創設後20年を経過したさまざまな反省に立って展開されている。本報告書は、経済・通貨同盟に向けて次の3段階を提案した⁽²⁹⁾。第1段階は、資本移動が自由化される90年7月以前に開始されるべきであるとした。この段階では、現行制度の枠組みを前提として、①金融市場一体化を達成すべきであること、②英国を含めてECの全加盟国がEMSの為替相場安定のための仕組みに参加すべきであること、③ECの機関の1つである中央銀行総裁会議の機能を強化すべきであることなどが指摘された。

第2段階は、経済・通貨同盟が実現する第3段階への移行期間として位置づけられ、欧州中央銀行制度の創設が想定された。この制度は、第2段階では、EC全体の金融政策の方向づけを行なう。

第3段階は、経済・通貨同盟実現の最終段階であり、永久的固定相場制が採用されるとしている。この段階において、究極的には単一通貨に移行することが示された。金融政策については、この段階で欧州中央銀行制度に責任が集中し、同制度が一元的に金融政策を展開することになる。この制度は、物価安定を使命とし、金融政策、為替政策、決済システムの機能維持に責任を負う。またこの制度は銀行監督政策の協調に参加する。

1990年5月ロンドンで出版された欧州通貨同盟協会のための経済・社会調査の国立研究所と共同して展開した経営コンサルタントであるアーストとヤングの報告書によると、このドロール報告書を評価し、「ECUの私的利用のすべての障害が除去される」と提案している。1400の欧州実業家の83%が、ECUの利用に賛成し、11%がその利用には段階をふまえるべきだという。また単一欧州通貨の利益の分析、ECが単一通貨であるべきだということ、ECU利用上の障害を克服すべき戦略などを分析している。ドロール報告でも単一通貨は、通貨同盟に必要なものではないが、通貨同盟の当然かつ望ましい帰結と評価している。

ECの経済・通貨同盟の出発点は、1969年12月のハーグ首脳会議で合意され、70年前述のウェルナー・レポートとなって、71年「経済・通貨同盟を創設する政治的意思」が表明された。その後「スネーク」の創立(1972年)などで、通貨危機への対応を図ってきたが、その後の石油危機への対応で、各国の政策が不統一で、全体として後退した。こうした反省に立って、通貨統合へのプロセスは、79年のEMSとECUの創設で再開された。1985年の『域内市場プログラム』の採択、86年の「単一欧州議定書」の調印などをもたらした。89年の「経済・通貨同盟に関する報告書」で、通貨統合の方向性を明らかにした。

この報告書では、EMSの「為替相場メカニズム」の参加国は、通貨価値の安定した地域を創出したことに成功したという。高インフレ国(イタリアを指す)は物価安定のための金融政策を採用した。この結果インフレ率は低水準で収斂(convergence)し、経済パフォーマンスは改善した。

したがって、為替相場は安定し、域内の貿易は為替相場の乱高下の影響をあまり受けなくて済んだ。EMSの成功の背景には、各国為替安定への強い姿勢があったこと、中央銀行間の協調を緊密にしたこと、EMSを現実的に運営したこと、ドイツマルクがアンカーとして貢献したことなどがあげられる。だが、英国などが、ドロール報告時点で為替相場メカニズムに参加しなかったことが、進行を妨げていた。またECUはEMSでは限られた役割しか果たしなかったが債券発行市場で広く使われるようになっていく。国際金融市場におけるECU債券発行高をみると、1989年4月から90年3月までの1年間に純発行高は70.3億ECU（占有率11.9%、ランク3位）であり、残高（90年3月現在）440.6億ECU（占有率6.1%、ランク5位）であり、バンク・ローンの融資残高（89年4月から90年3月まで）210億ECU（占有率5.3%、ランク5位）、残高（90年3月現在）1350.8億ECU（占有率3.2%、ランク6位）であり、国際金融市場におけるECUの地位は高まっている。

(3) 通貨同盟と英国の態度

ここで、英国は前サッチャー首相が欧州通貨制度、為替相場メカニズムへの参加を拒否してきた。その理由は、ECは単一市場に限定し、国家主権にかかわる通貨同盟には参加できない、というものであった。これには、英国のポンドの価値が低下し、英国の威信を低下するという独得のメンツがあった。だが、英国の世論は、サッチャー首相の意思にかかわらず、単一通貨を望んでいた。とくに金融市場は、ERMへの加盟をしない限り、英国のインフレ率を抑止できないと考えていた。こうした背景は1990年10月8日EMSとERMへの加入となった。英国の通貨当局は、91年中に10%のインフレ率を5%に低下させることを望んでいた。91年には失業者も200万人を越えるという。したがって為替の安定が英国と他のEC加盟国との間の貿易と投資を増大させることになる。このことから英国産業連合(CBI)は政府に対し、6%という広い変動幅をもってERMに加入するよう求めていた。これと関連して、事実英国政府は、加入時点に、金利を15%から14%

へ引き下げた。

一方英国の新首相であるメージャー氏は、大蔵大臣のとき、ドロール・プランに対して、ハードECUを提案した。それは加盟国の独自通貨と単一通貨を並行的に流通させて、金融市場の自然淘汰によって単一通貨を創出しようというものであった。英国の代案である「ハードECU」は、既存のECのバスケット方式のECUと違う。新通貨は、最強の通貨と同じ強さを保持できるように加盟12か国の各中央銀行による欧州通貨基金によって管理される。この通貨は、バスケットECUより、インフレに対して抑止力をもつという。だが、他の加盟国は支持しない。その理由はこの通貨が現行の12カ国の通貨と併存し、単一通貨政策の機能を果たさないからである。

一方、メージャー首相は、「経済統合」を条件にすれば単一通貨を受け入れる姿勢に転換している。

(4) 1997年通貨同盟への道程

ところで、経済・通貨同盟は、欧州の経済的統合のプロセスの最終的成果になるといわれている。たとえ通貨同盟を実現したあとでも、EC各国は多元性(Plurality)を維持するために、各加盟国の政策決定に自主性を残しつつ共通政策を採用していくべきであろう。この点で、通貨同盟は金融政策その他の政策において、ECへの部分的な主権を委譲することになろう。

ドロール報告では、EC内の権限バランスのために「Subsidiarily(補完性)の原理」を必要とするであろうと述べている。さらにそれは、より高い次元の政策決定主体(閣僚理事会、EC委員会等)の機能を極力限定し、より低いレベルの政策決定主体(各国政府等)の機能を補うことを意味する。そしてECの諸機関への権限の委譲は、経済・通貨同盟の必要な範囲に限定される。

次に「通貨同盟」の必要条件についてみると、第1に通貨の完全かつ永久的な交換性を確保すること。第2に資本移動の完全自由化と金融市場の統合を実現すること。この2つの条件は満たされている。第3に調整不可能な固定制を採用することにある。第3の条件は大きなステップを必要と

する。

「通貨同盟」の基調は金融政策の統一であろう。問題は現実経済とのかかわり合いが明らかにされていない。

一方「経済同盟」の主な特徴は、①財、サービス、人、資本が自由に移動する市場、②市場機能を強化し、自由競争を促進する政策、③構造改革や地域の発展をめざす共通政策、④財政政策に拘束力のあるルールを設ける等といったマクロ経済政策の協調にある。

単一通貨圏を創設してもなおEC内の地域間の不均衡は生まれる。加盟各国は地域政策、経済政策を通じて調整していかざるをえないであろう。問題は不均衡をどのように平準化するのか。各国は地域政策を主体にした構造政策をどのように打ち出すかである。

他方、単一市場は、以下の3つの政策で支えることが必要であろう。

第1は自由競争を促進する政策である。したがって企業の合併・買収問題への対処は重要である。共通独禁法の運用をどうするかも問題である。

第2は地域政策、構造政策におけるECの対応である。経済同盟を経済的、政治的危機に陥らせないためにもこの政策を必要としている。この点共通政策としてのボトム・アップ方式を採用すべきである。

第3にマクロ経済政策の協調である。もちろんマクロ経済政策は、各国の自主性に基づいて決定されるであろう。それは、当然のことで、各国の自主性を最大限に尊重しつつ運用すべきである。

ただし財政面では、①個々の加盟国の財政赤字に上限を画し、②中央銀行によるファイナンスを禁止し、③EC加盟国通貨以外による域外からの借入れを制限するような拘束力のあるルールを必要とするであろう。

問題は、ECの経済・通貨統合の長期目標として物価の安定、成長の持続、雇用の安定、EC市民の生活水準の向上をどのように図っていくかを具体的に示すことにある。この点、ドロール報告の限界でもある。

1989年4月のドロール報告では、第1段階を90年7月としただけで第2段階、第3段階への移行を明示しなかったが、90年12月15日のローマでの欧州経済通貨同盟の政府間会議(IGC)はEMUの確立のためのローマ条約改定案を提出した。欧州中央銀行を設立するEMU第2段階の開始を94年1月1日としたこと。これは90年10月のローマでのEC蔵相会議で、第2段階への移行の始期をめぐって対立したが、スペインとオランダが妥協案として提出した94年1月1日案と同じである。90年に12月14日の政府間会議は、単一通貨採用の最終段階を「その後3年以内」と明記し、すなわち97年1月1日までに移行することにし、単一通貨単位(ECU)としたことも一歩前進である。この点は、すでに専門の研究者からも指摘されていた⁽³⁰⁾。また、EC共通政策決定過程を円滑にするために閣僚理事会の特定多数決制の範囲拡大を打ち出した。ローマの政府間会議で、ローマ条約のうち200項目以上の改定を提案したことは、通貨統合へ本格的歩みを示したといえる。それは画期的な提案である。主な改正案の要旨を取り出してみると、第2条、「共同体は単一の通貨単位ECUの上に築かれる経済通貨同盟形成を義務とする」。第3条、「単一通貨の目的は物価の安定維持と共通の経済政策遂行支援にある」。第4条「通貨政策はこの条約により権限が制限される欧州中央銀行システムにより決定、追求される」。経済通貨は第102条a項で「経済通貨同盟は2つの段階に大別される期間内に達成され、第1段階は1990年7月に、第2段階は1994年1月1日に始まる」。経済政策については、第102条D項で、「欧州理事会は政策ガイドラインに沿った形で、加盟国に対し経済・財政政策上の勧告を採択し、欧州議会に委員会を設け監視する」こととした。

最も注目された金融政策については次のような改正となっている。第105条「通貨同盟は単一通貨(ECU)を流通させ、共通通貨政策と欧州中銀(中央銀行)システムの設立を追求する」。第106条「欧州中銀システムは欧州中銀と加盟国の中銀で構成する」。同条a③「欧州中銀はECや加盟国に財政赤字改善のための融資を認めな

い」。同条b「欧州中銀システムの仕事は金融政策の決定、ECUの発券、理事会の方向付けに従った外為業務を行う」とした。

ここで、いくつかのコメントをしておく。改定案の基本思想は、89年のドロール報告を基礎に条文化されたといってもよいであろう。欧州中銀の性格づけ、EC各機関や各国政府からの独立性を保持し、各国の国内法もその旨改正する。ここには、通貨政策の基本事項に当たる外為市場操作、ECU通貨の発券業務、外貨準備の管理、決済、銀行監督などにみられるように、各国の通貨政策の権限を一部委譲する考え方が条文化されている点である。また統一通貨採用の最終段階を97年1月に設定した点は、移行期間中にECUと各国通貨の併存を認め、英国のハードECU案(Parallel Currency)にも配慮し、加盟国全体の合意を尊重したからであろう。

6. おわりに

したがって今後の課題は、全欧安保体制のもとで、92年域内市場を完成し、経済・通貨同盟を強化し、EFTA、東欧との経済協力を強化していくことにあるであろう。ECを中軸にこうした国々に公的、私的の各次元で、資金供与のネットワークを作り、広範な欧州経済領域(EEA)を出現させていくであろう。統一通貨をECUに決めた12月14日に、EFTA閣僚会議は、ECとの市場経済統合を目指す「欧州経済地域」の創設を決議し、1993年1月1日、EEA条約を発効させるという。

90年代ECの経済・通貨同盟の課題は世界経済、日本経済、途上国にも厳しいインパクトを与えるであろう。私たちは、こうした経済・通貨同盟を真剣に受けとめ、新しい世界経済のあり方を提示する必要がある。

(1990年本学短期在外研究員制度による報告書)

(注)

- (1) Ernst & Young, A Strategy for the Ecu — A report prepared by Ernst & Young and the National Institute of Economic and Social Research on behalf of the Association for the Monetary Union Europe —, 1990.

本書は、通貨同盟に関するメリットを詳細に論じたもので、1990年から97年までのECUの戦略を各年毎にあとづけている。経済・通貨同盟に関するEC委員会の専門家たちによって作成されたものである。この本については、1990年9月23日、わたくしがEC本部を訪ねたとき、T. Vissolからも推せんされた。わたしが通貨同盟のメリットとデメリットについて述べたとき、T. Vissolは、ECの物価の安定、通貨の安定、金融政策の安定を主張していた。このとき頂いた文献が次のものである。J. Delors, V. Giscard d'Estaing, P. E. Janssen, C. J. van der Klugt, De Pecunia, European Monetary Union and the Ecu, the need for a Decision, 1990. (The May 1990 Brussels debate organised by the Association for the Monetary Union of Europe) この中味は、ドロール・レポートの理論的基礎になっている。ECU問題を主体的に取り扱った文献には次のものがある。

S. Colingnon, The Commercial use of the Ecu: a victim of EMS success or an infant industry? in: Ecu Banking Association Newsletter, October 1989. Delors Report: Committee for the Study of Economic and Monetary Union, Report on economic and monetary union in the European Community, Luxembourg, 1989.

W. Eltis, The obstacles to European Monetary Union, in: De Pecunia, vol. 1. Nov., October 1989 • F. Giavazzi and A. Giovannini, The role of the exchange-rate regime in a disinflation: Empirical evidence on the European Monetary System, in F. Giavazzi, S. Micossi, M. Miller (eds.), The European Monetary System, Cambridge (UK), 1988.

W. Hankel, Europäische Währungsperspektiven; in: Europa Archiv, Folge II.

H. Riese, Thesen zum Referat 'Das Project "EG 1992" Freie Universitate Berlin: Manuskript, November 1989.

- (2) R. Dahrendorf, J. Hoskyns, etc., Whose Europe? Competing visions for 1992. London, 1990.
- (3) The Times, 22 November 1990, The Independent, 21 November 1990.
- (4) 朝日新聞, 1990年11月22日号
- (5) The Independent, 21 November 1990.
- (6) East European Reporter, Autumn/Winter 1990. Spring/Summer 1990.
- (7) 1990年12月14日のEC首脳会議で、東欧諸国の91年の資金不足が55億ドルになり、EC委員会はその半数を負担し、残りの半額を日本その他に負担して貰うことを決めた。とくに日本に対しては10数億ドルを要請している。東欧6カ国が外貨支払いのために必要な資金は197億ドルである。そのうちすでに2国間協定や国際機関との合意に基づいて供与を受けることが決まっている分を除くと55億ドル不足する。
- (8) British Association of Nature Conservationists, Economics of the Environment, The Conservationists response to the Pearce Report, February 1990.
- (9) L. R. Brown, ed. World Watch Institute State of the World., 1989.
- (10) The Independent, 8 September 1990.
- (11) W. Molle, The Economics of European Integration (Theory, Practice, Policy) 1990., London, p. 11.

- (12) Single European Act, Bulletin of the EC, February 1986, pp. 5-6.
- (13) ECC, Completing the Internal Market—White paper from the Commission to the European Council, 1985. p. 3.
- (14) European Documentation, Europe Without Frontiers—Completing the Internal Market, 1990, p. 9.
- (15) Spark Report, Report to the EC, Brussels 1957.
- (16) OECD, Economic Outlook, Historical Statistics, 1960~81, 1981.
- (17) Eurostat, "Eurostatistics-Data for Short-term Analysis," 1987.
- (18) Ad Hoc Committee for Institutional Affairs, Report to the European Council, Brussels, 29~30 March, 1985, (The Dooge Report) pp. 1-2.
- (19) The Commission of the European Communities, The Intergovernmental Conference: the Background and the Issues, November 1985, p. 11.
- (20) ECC, Europe Without Frontiers—Completing the Internal Market, 1990, p. 11.
- (21) Economic Intelligence Unit, European Trends, No 1. 1990, p. 13
- (22) 出水宏一「ヨーロッパ合衆国は生まれるか」『文芸春秋』1989年1月号。
- (23) Economic Intelligence Unit, Ibid. , p. 15.
- (24) W. Molle, the Economic of European Integration (Theory, Practice, Policy) Singapore, 1990, p. 381
- (25) P. Cecchini, The European Challenge 1992, 1988, 田中素香訳『EC市場統合・1992年』東洋経済新報社, 1988年, 本稿ではチェッキニーに基づいて整理している。だが、わたくしコメントを挿入している。その他次の文献を参照。Commission of the EC, Efficiency, Stability and Equity—A Strategy for the Evolution of the Economic System of the European Community, Report of a study group appointed by the EC Commission and presided by T. Padoa-schioppa, Brussels, 1987. Commission of the EC, The Economics of 1992—An assessment of the Potential Economic Effects of Completing the Internal Market of the EC, Brussels, March 1988. Commission of the EC, Research on the 'Cost of Non-Europe'—Obstacles to Transborder Business Activity, Study carried out for the Commission of the EC by European Research Associates & Prognos Brussels, 1987.
- (26) Committees of the EC, the Economics of 1992, 1988, Financial Times, 10 May 1988.
- (27) Council Commission of the European Communities, Report to the Council and the Commission on the realization by stage of Economic and Monetary Union in the Community—(Werner Report), Supplement to Bulletin, 11, 1970 of the European Communities, 1970.
- (28) 鳥崎久彌『ヨーロッパ通貨統合の展開』日本経済評論社, 1987年, 第2, 3章および1990年度, 横浜六大学学会連合主催の共通論題「大欧州圏形成の動きと展望」(1990年12月1日, 関大経済学部)における同教授の報告レジメ「欧州経済通貨同盟計画の進展」を参照。私はこの研究大会で「EC33年の歴史と展望」について報告した。
- (29) Committee for the Study of Economic and Monetary Union, Report on Economic and Monetary Union in the European Community, 12th April 1989. このドロール報告に基づいて本章で展開している。『金融財政事情』1989年6月12日号を参照。
- (30) Ernst & Young, National Institute of Economic and Social Research, A Strategy for the Ecu, London, 1990. D. Rambure. "Money is an integration factor in itself," in: De Pecunia, special issue, June 1990. A. Britton, "Single Currency versus Common Currency" in: De Pecunia, ibid, June 1990. A. Roney, The European Community, London, 1990. W. Molle, "Stabilization: Macro-Economic and Monetary Policy. chap. 17 in The Economics of European Integration (Theory, Practice, Policy) London, 1990, pp. 389-416.

補注 本論文では社会憲章, 環境問題, ECとEFTA, ECと東欧との経済協力, さらに途上国との経済協力の問題, ECと米国, ECと日本の問題についてはいずれ他の機会に発表したいと思う。最後に, 本稿をまとめるにあたって, わたくしをロンドン大学歴史学研究所の客員研究所員(教授)として招待して頂き, 同大学の研究室と図書の使用をくださった同大学の歴史学研究所所長のDr. Alice Prochaska, およびEC本部のDr. Thierry Vissolに敬意を表したい(1990年12月14日)。